-付録A-

薬物とアルコールに関する宣誓書

宛先: ENEOS株式会社 物流部 内航グループ

薬物とアルコールに関する基本方針

包括宣誓書

記名捺印者は、現在所有或いは管理している全ての船舶、及びこの宣誓書発行後に所有或いは管理する全ての船舶 が「薬物とアルコールに関する基本方針」(以下「基本方針」と称する)を有することを保証・表明する。

この基本方針は、薬物とアルコールの乱用防止を主目的とし、船員法及び関連規則に合致し、またはより厳格なものである。この基本方針のもとでは、酒気帯び及び飲酒後正常でない状態とは、呼気1リットル中のアルコール濃度0.15mg以上の状態をいい、全ての乗組員は薬物とアルコールのテストを受ける対象となる。薬物とアルコールのテストは、少なくとも1年に1度の予告無しテストを含むものとする。

記名捺印者は、貴社に対して特段の通知を為さない限り、この基本方針が有効に存続していること、及びこの基本方針を遵守するために必要な措置を講ずることを保証する。しかし、契約期間中に万一薬物・アルコール障害者が発見、またはテストにより障害者が確認された場合でも、そのこと自体が、記名捺印者が基本方針履行のための義務を果たさなかったことを意味するものではない。

提出年月日:	年 月	日	
	社名:		
	代表者:		ЕР